

# 子どもの貧困 生活費・教育費ホットライン



- お金を貸してくれる公的な機関は？
- 奨学金制度について知りたい
- お金がなくて子どもが学校に行けません
- 今の私に受けられる手当は？
- 生活費が足りないのですが、生活保護は受けられますか？

このような問題に、弁護士が無料で相談に応じます

相談日時 **2010年6月23日(水)**  
**10時～16時**

よういく なやみ



**0120-419-783**

※上記は特設電話番号です。相談日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。  
※回線の混み具合により、兵庫県以外の都道府県の弁護士会で行っているホットラインに繋がる場合がございます。

兵庫県弁護士会

<http://www.hyogoben.or.jp/>



兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
「Eマリン」